

介護保険制度改正のお知らせ

平成29年8月からの介護保険制度の改正に伴い、高額介護サービス費の基準が変わります。詳しくは問い合わせください。

☎ 高齢者福祉課介護保険班 ☎ (93) 4980

介護保険制度による介護サービスを利用するときに支払う月々の利用者負担には、限度額が設定されています。高額介護サービス費は、1か月に支払った利用者負担の合計が負担の上限を超えたとき、超えた分が払い戻されま

す。高齢化が進み介護費用や保険料が増える中、サービスを利用している人と利用していない人の公平や、負担能力に応じた負担をお願いする観点から、市民税を課税されている人がいる世帯の負担の上限が月額37,200円から月額44,400円に引き上げられます。

法改正に伴う高額介護サービスの上限額

対象となる人	平成29年7月まで	平成29年8月から
現役並み所得者に相当する人がいる世帯の人	44,400円(世帯)	44,400円(世帯)
世帯のどなたかが市民税を課税されている人	37,200円(世帯)	44,400円(世帯) (※)
世帯の全員が市民税を課税されていない人	24,600円(世帯)	24,600円(世帯)
前年の合計所得金額と公的年金収入額の合計が年間80万円以下の人など	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
生活保護を受給している人など	15,000円(個人)	15,000円(個人)

※介護サービスを長期に利用している人に配慮し、同じ世帯の全ての65歳以上の人(サービス利用していない人を含む)の利用者負担割合が1割の世帯は、年間446,400円(37,200円×12か月)の上限が設けられ、年間を通しての負担額が増えないようになっています。(3年間の時限措置)

障がい者の各種手当のお知らせ

常時の介護を必要とする障がいのある人やその保護者へ手当を支給しています。手当の支給には、所得制限などの要件があります。詳しくは問い合わせください。

☎ 提出先 社会福祉課障害福祉班 ☎ (93) 4192

特別児童扶養手当

対象

20歳未満で在宅の、障がいのある人の父母または養育者
※障がいのある人が施設に入所している場合、または、障がいがある理由に公的年金を受給できる場合は除きます。

支給月額

特児1級 51,450円
特児2級 34,270円

障害児福祉手当

対象

20歳未満で在宅の、障がいのある人
※施設入所の人を除きます。

支給月額

14,580円

特別障害者手当

対象

20歳以上で、重度の障がいのある人
※施設に入所または3か月を超えて病院などに入院している人は除きます。

支給月額

26,810円

在宅重度知的障害者等福祉手当

対象

20歳以上で在宅の、重度知的障がいのある人
※施設に入所している、または病院などに入院している人は除きます。他の手当を受けている場合は支給できないことがあります。

支給月額

10,000円

手当を受給している人は所得状況届を提出してください

現在、手当を受給している人は、受給者・配偶者・扶養義務者などの前年の所得と扶養の状況などについて、届出が必要です。所得状況届を提出しないと手当を受給できなくなる場合があります。

受給資格のある人に必要書類などを送付しますので、必ず期間内に手続きをお願いします。※所得要件により支給停止になっている人も届出が必要です。

■受付期間
8月10日(木)～
9月11日(月)

■持ち物
○市から送付した書類
○各種手帳
○印鑑
○障害年金証書
(受給している人のみ)
○特別児童扶養手当認定証
(黄色の証書)

※平成29年1月1日現在で、市内に住所のない人は、所得証明書が必要です。

児童扶養手当の現況届

児童扶養手当は、ひとり親家庭や親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給する手当です。現況届は必ず提出を

現在手当の認定を受けている人は、8月1日現在の状況を「現況届」に記入し、必要書類を添えて提出してください。この届出がないときは、8月分以降の手当が受けられなくなりま

す。世帯により異なりますので、通知書類で確認してください。また、添付書類は8月1日以降証明されたものに限り有効です。

添付書類

世帯により異なりますので、通知書類で確認してください。また、添付書類は8月1日以降証明されたものに限り有効です。

■提出期限 8月31日(木)

■その他
一部の人を対象に、市から6月下旬に「児童扶養手当一部支給停止適用除外事由届出書」を発送しました。同封されている関係書類と現況届を一緒に提出してください。

提出すれば、該当月以前と同様に児童扶養手当を受給することができます。

8月は児童扶養手当の支給月
8月10日(木)に、4月～7月分の手当を指定口座に振り込みます。

なお、振り込まれる時間は金融機関によって異なります。

☎ 提出先 子育て支援課児童家庭班 ☎ (93) 4497

ひとり親家庭の医療費を一部助成

18歳までの子がいる母子・父子家庭世帯の人が、保険医療機関の診療や調剤を受けたとき、その自己負担額を一部助成しています。

なお、受給資格の更新が必要ですので、忘れずに手続きをしてください。ただし、所得が一定以上あるときや生活保護世帯は対象になりません。

■申請期限 8月31日(木)
■持ち物 健康保険証、印鑑、預金通帳など口座番号がわかるもの

申請先

子育て支援課児童家庭班 ☎ (93) 4497

長寿祝金を贈呈

多年にわたり社会に貢献されたことに敬意を表し、長寿をお祝いすることを目的に、「長寿祝金」を贈呈します。対象の人には、祝金の受け取り方法などの内容を記載した通知を、7月下旬に送付しましたので確認してください。

■対象
9月15日時点で市内在住で、今年度中に次の年齢になる人
○88歳
昭和4年4月1日～
昭和5年3月31日生まれ
○100歳
大正6年4月1日～
大正7年3月31日生まれ

☎ 高齢者福祉課包括支援班 ☎ (93) 4981

敬老会を開催します

多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬い、長寿を祝う敬老会を、地区ごとに地区社会福祉協議会が中心となって、開催します。

子どもから高齢者まで多世代の交流により、各地区の特色を生かした地域コミュニティの形成の場となる敬老会を、ぜひお楽しみください。

案内は、各地区の社会福祉協議会から通知します。

日程・場所

9月16日(土)
七栄小学校体育館

9月19日(火)
富里南小学校体育館

9月3日(火)
富里第一小学校体育館

10月7日(土)
根木名地区
根木名小学校体育館

10月7日(土)
浩養地区
浩養小学校体育館

10月13日(金)
富里地区
富里小学校体育館

10月21日(土)
日吉台地区
日吉台小学校体育館

10月22日(日)
洗心地区
二区協同館

対象
市内在住で75歳以上の人

☎ 高齢者福祉課包括支援班 ☎ (93) 4981